

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	区画整理課

契約業者名・住所	昭和株式会社 松戸営業所 所長 遠藤 宏樹 ・ 千葉県松戸市新松戸1丁目337番地
工事等の名称	新松戸駅東側地区土地区画整理事業に伴う直接施行実施支援業務委託
工事等の場所	松戸市幸谷地先
種 別	直接施行実施支援業務
工事等期間	令和8年4月15日から令和9年3月31日まで
契約金額	金8,415,000円
工事等の概要	松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業において、土地区画整理法第77条に基づく直接施行を円滑に実施するために、実施支援を行う。
随意契約の理由	本業務は、新松戸駅東側地区土地区画整理事業において、建物等の移転が行われない場合に実施する直接施行に関し、計画準備、工程管理、記録、調査、関係法令に基づく手続き整理等を行うものである。 本土地区画整理事業は、令和15年度の事業完了に向け、今年度中の地区内の既存建物等の解体除却・土地の更地化を目指しており、直接施行は、本土地区画整理事業の円滑な進捗に大きく影響する重要な業務である。権利関係や居住状況、関係者対応等について、専門的かつ高度な知識と経験が求められ、法的手続きについても、適正かつ確実に実施する必要がある。 その点、昭和株式会社 松戸営業所は他自治体においても土地区画整理事業や再開発事業の実績を有するとともに、本市においても令和7年度、直接施行準備支援等業務を受託し、本地区の権利関係の考え方等、事業の根幹に関わる事項を一体的に把握している。 以上のことから、本事業に係る多様な業務経験を通じて、当該事業経緯、関係権利者状況、補償資料構成等を把握している者と契約することで、迅速かつ効率的な業務の遂行を期待できるため、昭和株式会社 松

	戸営業所が適当であると思料し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、随意契約する。
--	--